

外国法共同事業に関する規程

(平成十六年十一月十日会規第七十二号)

改正 平成一九年 三月 一日

同 二〇年 二月 五日

同 二六年 五月三〇日

同 二六年 二月 五日

(目的)

第一条 この規程は、会則第二十八条の二の規定に基づき、外国法共同事業に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第二条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 特別措置法 外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法(昭和六十一年法律第六十六号)をいう。

二 外国法共同事業 特別措置法第二条第十五号に規定する外国法共同事業をいう。

三 事業従事弁護士等 外国法共同事業に従事する次に

- 1 -

掲げる弁護士及び外国法事務弁護士をいう。

イ 外国法共同事業を営む弁護士若しくは外国法事務弁護士又は事業従事弁護士法人等の社員

ロ 外国法共同事業を営む弁護士又は外国法事務弁護士に雇用される弁護士又は外国法事務弁護士

ハ 事業従事弁護士法人等の使用人である弁護士又は外国法事務弁護士

四 事業従事弁護士法人等 外国法共同事業を営む弁護士法人及び外国法事務弁護士法人をいう。

五 権限外法律事務 外国法事務弁護士(外国法事務弁護士法人の社員を含む。)にあつては特別措置法第三条及び第五条から第五条の三までに、外国法事務弁護士法人にあつては特別措置法第五十条の五に、それぞれ規定する業務の範囲を超える法律事務をいう。

(外国法共同事業に係る法律事務)

第三条 外国法共同事業を営む外国法事務弁護士及び外国法事務弁護士法人は、当該外国法共同事業に係る弁護士又は弁護士法人と共同して、当該外国法共同事業に係る法律事務を受任することができる。

2 外国法事務弁護士及び外国法事務弁護士法人は、外国法共同事業を営む場合であっても、権限外法律事務を行

- 2 -

うことができない。

(権限等の説明)

第四条 事業従事弁護士等は、他の事業従事弁護士等又は事業従事弁護士法人等と共同して法律事務を行うときは、受任するに際し、依頼者に対し、それぞれの権限及び取り扱う法律事務の範囲を明示して説明しなければならぬ。

2 事業従事弁護士等は、前項に規定する場合において、取り扱う法律事務の範囲を特定することのできない事情があるときは、その事情がやんだ後、遅滞なく、依頼者に対し、それぞれの取り扱う法律事務の範囲を説明しなければならぬ。

(秘密の保持)

第五条 事業従事弁護士等は、他の事業従事弁護士等、事業従事弁護士法人等又は事業従事弁護士等である外国法事務弁護士の所属事業体の依頼者について職務上知り得た秘密を正当な事由なく他に漏らし、又は利用してはならない。

(職務を行ない得ない事件)

第六条 事業従事弁護士等は、他の事業従事弁護士等又は事業従事弁護士法人等が次に掲げる規定により職務を行

- 3 -

い得ない事件については、職務を行ってはならない。ただし、職務の公正を保ち得る事由があるときは、この限りでない。

一 弁護士職務基本規程(会規第七十号)第二十七条、第二十八条又は第六十三条第一号若しくは第二号(第六十八条の二において準用する場合を含む。)

二 外国法事務弁護士職務基本規程(会規第百号)第二十七条、第二十八条又は第五十九条第一号若しくは第二号(第六十五条において準用する場合を含む。)

三 弁護士職務基本規程第六十五条又は第六十六条

四 外国法事務弁護士職務基本規程第六十一条又は第六十二条

2 事業従事弁護士法人等は、事業従事弁護士等が前項第一号又は第二号に掲げる規定により職務を行ない得ない事件については、業務を行ってはならない。ただし、業務の公正を保ち得る事由があるときは、この限りでない。

(職務を行ない得ない事件―受任後)

第七条 事業従事弁護士等は、事件を受任した後に前条第一項各号に掲げる規定に該当する事由があることを知ったときは、依頼者に対し、速やかに、その事情を告げて、辞任その他の事案に応じた適切な措置を採らなければな

- 4 -

らない。

2 事業従事弁護士法人等は、事件を受任した後、事業従事弁護士等が前条第一項第一号又は第二号に掲げる規定に該当する事由があることを知ったときは、依頼者に対し、速やかに、その事情を告げて、辞任その他の事案に応じた適切な措置を採らなければならない。

(事件情報の記録等)

第八条 事業従事弁護士等は、職務を行い得ない事件の受任を防止するため、必要に応じ、他の事業従事弁護士等又は事業従事弁護士法人等と共同して、それぞれの取扱い事件の依頼者、相手方及び事件名の記録その他の措置を採るよう努める。

2 事業従事弁護士法人等は、業務を行い得ない事件の受任を防止するため、必要に応じ、事業従事弁護士等及び他の事業従事弁護士法人等と共同して、それぞれの取扱い事件の依頼者、相手方及び事件名の記録その他の措置を採るよう努める。

(二重事務所の禁止)

第九条 弁護士及び外国法事務弁護士は、外国法共同事業に従事する場合であっても、二個以上の事務所を設けることができない。ただし、他の弁護士、弁護士法人、外

- 5 -

国法事務弁護士又は外国法事務弁護士法人の事務所において執務することを妨げない。

(外国法共同事業に関する届出)

第十条 弁護士と外国法事務弁護士とが外国法共同事業を営もうとするときは、あらかじめ、連名で次に掲げる事項を日本弁護士連合会(以下「本会」という。)に届け出なければならない。

一 当該外国法共同事業に係る弁護士の氏名(職務上の氏名を使用している者については、職務上の氏名を併記する。以下同じ。)及び事務所

二 当該外国法共同事業に係る外国法事務弁護士の氏名並びに事務所の名称及び所在場所

三 当該外国法共同事業に係る法律事務の範囲

四 当該外国法共同事業に係る弁護士又は外国法事務弁護士が雇用する弁護士及び外国法事務弁護士の氏名及び登録番号

五 当該外国法共同事業に関する契約事項のうち次に掲げるもの

イ それぞれの出資又は出資に準ずるもの

ロ 当該外国法共同事業の運営に関する事項の決定方法

- 6 -

ハ 契約終了の原因及び終了に伴う権利義務の内容

2 弁護士法人と外国法事務弁護士とが外国法共同事業を営もうとするときは、あらかじめ、連名で次に掲げる事項を本会に届け出なければならない。

一 前項第二号、第三号及び第五号に掲げる事項

二 当該外国法共同事業に係る弁護士法人の名称並びに当該外国法共同事業に係る主たる法律事務所又は従たる法律事務所の名称及び所在場所

三 当該外国法共同事業に係る外国法事務弁護士が雇用する弁護士及び外国法事務弁護士の氏名及び登録番号

四 当該外国法共同事業に係る弁護士法人の社員の氏名及び登録番号並びに使用人である弁護士及び外国法事務弁護士の氏名及び登録番号

3 弁護士と外国法事務弁護士法人とが外国法共同事業を営もうとするときは、あらかじめ、連名で次に掲げる事項を本会に届け出なければならない。

一 第一項第一号、第三号及び第五号に掲げる事項

二 当該外国法共同事業に係る外国法事務弁護士法人の名称並びに当該外国法共同事業に係る主たる事務所又は従たる事務所の名称及び所在場所

三 当該外国法共同事業に係る弁護士が雇用する弁護士

- 7 -

及び外国法事務弁護士の氏名及び登録番号

四 当該外国法共同事業に係る外国法事務弁護士法人の社員の氏名及び登録番号並びに使用人である弁護士及び外国法事務弁護士の氏名及び登録番号

4 弁護士法人と外国法事務弁護士法人とが外国法共同事業を営もうとするときは、あらかじめ、連名で第一項第三号及び第五号、第二項第二号及び第四号並びに前項第二号及び第四号に掲げる事項を本会に届け出なければならない。

5 外国法共同事業を営む弁護士又は弁護士法人及び外国法事務弁護士又は外国法事務弁護士法人は、前各項の規定による届出に係る事項を変更しようとするときは、あらかじめ、連名でその旨を本会に届け出なければならない。

6 外国法共同事業を営む弁護士又は弁護士法人及び外国法事務弁護士又は外国法事務弁護士法人は、当該外国法共同事業を営むことをやめたときは、遅滞なく、連名でその旨を本会に届け出なければならない。

7 前各項に規定するもののほか、外国法共同事業の届出に關し必要な事項は、規則で定める。

(付記)

- 8 -

第十一条 本会は、前条第一項から第四項までの規定による届出があつたときは、弁護士名簿又は弁護士法人名簿及び外国法事務弁護士名簿又は外国法事務弁護士法人名簿に次に掲げる事項を付記する。

- 一 当該外国法共同事業を営む弁護士又は弁護士法人及び外国法事務弁護士又は外国法事務弁護士法人の氏名又は名称並びにそれぞれの事務所の名称
- 二 当該外国法共同事業に係る法律事務の範囲
- 三 届出の年月日

2 本会は、前項第一号又は第二号に掲げる事項に係る前条第五項の規定による届出があつたときは、当該届出に基づき、弁護士名簿又は弁護士法人名簿及び外国法事務弁護士名簿又は外国法事務弁護士法人名簿に付記された事項を訂正する。

3 本会は、前条第六項の規定による届出があつたときは、当該届出に基づき、弁護士名簿又は弁護士法人名簿及び外国法事務弁護士名簿又は外国法事務弁護士法人名簿に付記された事項を抹消する。

(外国法共同事業名簿)

第十二条 本会は、第十条第一項から第四項までの規定による届出をした者について、外国法共同事業名簿を作成

- 9 -

する。

2 外国法共同事業名簿は、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）によつて、調製することができる。

3 外国法共同事業名簿には、次に掲げる事項を記載し、又は記録する。

- 一 第十条第一項第一号から第四号まで、同条第二項第一号から第四号まで及び同条第三項第二号から第四号までに掲げる事項
- 二 届出の年月日

4 本会は、前項第一号に掲げる事項に係る第十条第五項の規定による届出があつたときは、当該届出に基づき、外国法共同事業名簿に記載し、又は記録した事項を訂正する。

5 本会は、第十条第六項の規定による届出があつたときは、当該届出に基づき、外国法共同事業名簿に記載し、又は記録した事項を抹消する。第十条第一項から第四項までの規定による届出を行った弁護士、弁護士法人、外国法事務弁護士又は外国法事務弁護士法人が、同条第六

項の規定による届出をせず弁護士名簿、弁護士法人名簿、外国法事務弁護士名簿又は外国法事務弁護士法人名簿の登録を取り消されたときも、同様とする。

6 前三項に規定するもののほか、外国法共同事業名簿に關し必要な事項は、規則で定める。

(通知)

第十三条 本会は、第十条第一項から第六項までの規定による届出があつたときは、当該弁護士又は弁護士法人及び外国法事務弁護士又は外国法事務弁護士法人の所属弁護士会に、当該届出に係る事項を書面により通知する。

(記録の保存)

第十四条 外国法共同事業を営む弁護士、弁護士法人、外国法事務弁護士及び外国法事務弁護士法人は、第二条第三号ロ及びハに掲げる弁護士及び外国法事務弁護士の雇用に関する契約書については当該契約が終了した日から、当該外国法共同事業に関する契約書については当該契約が終了した日から、それぞれ三年間保存しなければならない。

(本会及び所属弁護士会の調査)

第十五条 本会及び事業従事弁護士等又は事業従事弁護士法人等が所属する弁護士会は、特別措置法第四条、第四

- 11 -

十九条、第四十九条の二、第四十九条の三、第五十条の十一、第五十条の十二並びに第五十条の十三において準用する第四十九条の三第一項、第三項及び第五項の規定に違反する疑いがあるときは、当該事業従事弁護士等又は当該事業従事弁護士法人等に対し、前条に規定する契約書の提出を求め、その他必要な調査をすることができ

る。

2 事業従事弁護士等及び事業従事弁護士法人等は、前項の調査に協力しなければならない。

附 則

1 この規程は、平成十七年四月一日から施行する。

2 特定共同事業に関する規程(会規第三十五号)は、廃止する。

附 則 (平成一九年三月一日会規第八〇号)

弁護士法及び商業登記法の改正並びに法律事務所等の名称等に関する規程等の制定等に伴う外国特別会員関係会規の整備に関する規程 第一〇条改正)

この規程は、平成十九年三月一日から施行する。

附 則 (平成二〇年一月五日会規第九二号)

外国法事務弁護士の職務上の氏名に関する

- 12 -

(平成二七年政令第四一四号で平成二八年三月一日から施行)

規程の制定に伴う外国特別会員関係会規の整備に関する規程 第一〇条改正)抄

1 この規程は、成立の日から起算して二年を超えない範囲内において理事会で定める日から施行する。

(平成二一年一月一七日理事会決議で平成二二年一月一日から施行)

附 則 (平成二六年五月三〇日改正)

第十二条の改正規定は、平成二六年七月一日から施行する。

附 則 (平成二六年一月五日会規第一〇一号)

外国法事務弁護士法人制度創設に係る外国  
弁護士による法律事務の取扱いに関する特  
別措置法の一部改正に伴う会規(外国特別  
会員関係)の整備に関する規程 第一条、  
第二条、第三条、第四条、第五条、第六条、  
第七条、第八条、第九条、第一〇条、第一  
一条、第一二条、第一三条、第一四条、第  
一五条改正)抄

第一条 この規程は、外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律(平成二六年法律第二十九号)の施行の日から施行する。(後略)